

A 様

神戸市監査委員	谷 口 時 寛
同	荻 阪 伸 秀
同	むらの 誠 一
同	藤 本 浩 二

ガソリンスタンド用地無償貸与に関する住民監査請求について（通知）

平成 27 年 9 月 7 日付をもって受け付けた標記の住民監査請求については、下記のとおり受理できないことに決定したので通知します。

記

第 1 請求の内容

平成 27 年 9 月 7 日付をもって受け付けた請求書によると、請求の内容は次のとおりである。

1 請求の要旨

市民による情報公開請求によって、神戸市が株式会社神戸フェリーセンターに対し海上コンテナシャーシー駐車場として賃貸料を不当に引き下げて貸与していたことが分かった。その監査請求結果は「措置の必要を認めない」というものであるが、現在神戸地裁で争われている。先の情報公開ではその土地にガソリンスタンド（建物付き）が存在していることは公開されなかったが、その後港湾関係者からの情報で、その存在を知った。しかもその土地は無償で神戸フェリーセンターに貸与されている。

本件対象用地を法的根拠がないのに賃貸料の減免を行い、その貸付が条例の根拠もなく、議会の議決も経ないまま適正な対価なくなされたのであるなら、違法であり、しか

も目的外使用である。

2 求める措置

- (1) ガソリンスタンドの撤去を求めるべきである。
- (2) 賃貸料が適正な額を下回ったときには賃貸料の増額改定の措置をとるべきである。

第2 受理できない理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実により普通地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、執行機関又は職員の違法、不当な行為等（以下「当該行為等」という。）の予防、是正を図ることを本来の目的としている。

当該行為等について請求人は、ガソリンスタンドの用地は無償で神戸フェリーセンターに貸与されていると記述しており、地方自治法第242条に定める公金の賦課を怠る事実を主張していると考えられる。しかし今回摘示される怠る事実は、平成27年1月22日付神監1第566号で同一の請求人に対して書面を持って通知した監査結果と同じコンテナシャーシー駐車場にかかる神戸フェリーセンターとの間の賃貸料に関するものである。最高裁は「同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていない」（昭和62年2月20日）と判示しており、請求人が主張するコンテナシャーシー駐車場の一部であるガソリンスタンド用地にかかる神戸フェリーセンターとの間の賃貸料に関する怠る事実を監査請求の対象とすることはできない。

賃貸料の減免ないし適正な対価なく行われた貸付が、神戸フェリーセンターと転貸先の間での転貸料の減免ないし適正な対価なく行われた貸付を示すと読むこともできるが、転貸料の減免ないし適正な対価なく行われた貸付は本市の財務会計行為等ではないので監査請求の対象となる行為等に該当しない。

よって、本件請求は地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を欠いているので受理することができない。